

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年10月26日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800081 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800037 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 1 日の標準賞与額を 150 万円、平成 20 年 7 月 1 日の標準賞与額を 150 万円、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 150 万円、平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 31 日及び平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 31 日及び平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 1 日  
② 平成 20 年 7 月 1 日  
③ 平成 21 年 7 月 31 日  
④ 平成 22 年 7 月 2 日

私が A 社に在籍していた請求期間の賞与記録が抜けている。賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は請求期間①から④までの期間について同社から賞与を支給され、いずれも標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの期間について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所（平成 21 年 12 月までは社会保険事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800082 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800038 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 1 日の標準賞与額を 150 万円、平成 20 年 7 月 1 日の標準賞与額を 150 万円、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 150 万円、平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 31 日及び平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 31 日及び平成 22 年 7 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 1 日  
② 平成 20 年 7 月 1 日  
③ 平成 21 年 7 月 31 日  
④ 平成 22 年 7 月 2 日

私が A 社に在籍していた請求期間の賞与記録が抜けている。賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る賞与支払明細書により、請求者は請求期間①から④までの期間について同社から賞与を支給され、いずれも標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの期間について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所（平成 21 年 12 月までは社会保険事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800095 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800039 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 61 年 12 月末日に、前の会社を退職した際に、A 社の当時の経営者である B 氏より元旦からの出社を告げられ、昭和 62 年 1 月 1 日から出勤した。最初の給与が約束の金額より少なかったため役員に交渉して金額を上げていただいた。商品の外販をしており、名刺の肩書きは商事部営業となっていた。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した「被保険者名簿」によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、「62. 5. 1」と記載されており、当該取得年月日は、請求者の同社に係る国の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日（昭和 62 年 5 月 1 日）及び雇用保険被保険者記録の資格取得年月日（昭和 62 年 5 月 1 日）と一致する。

また、請求者が A 社に勤務していたとする期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び請求者が姓又は姓名を挙げた者へ照会したが、請求者の勤務開始日に関する回答又は陳述を得ることができない。

なお、A 社は、請求期間当時の人事記録、賃金台帳等の保管が無く、請求者の雇用形態及び所属部署は不明であるとしているものの、所属部署によっては、「社会保険への加入は 3 か月の試用期間を経た後、本人の勤務継続の意志や加入希望の有無を確認し、加入させることとしていた。」と回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。